

植物命名規約を読む

花葉会代表理事（幹事長）

長岡 求

学名の命名には国際的なルールがあるのをご存知と思います。ですが、園芸業界の人でそれをしっかりと読んでいる人は意外に少ないと思います。私もその一人です。日本語のものを含めて何冊か手元に置いてありますが、よく判らない専門用語が多数あり、小説を読むように読み流しできる本ではありません。これまで植物の紹介記事をいくつも書いていて、できるだけ学名を併記していますが、その学名が妥当なのかどうか判断できていないのが現実です。今回、学名について記事をまとめよう依頼があり、重い腰をあげることにしました。一緒に勉強していただけたら幸いです。

1. 命名規約について

まず、学名に関する規則について。ルールブックとして、国際藻類・菌類・植物命名規約（ICN : International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants）という本があります。最新のものは2011年、オーストラリアのメルボルンで開催された第18回国際植物学会議の中の命名法部会で検討、定められ、2012年に発表された「メルボルン規約（Melbourne Code）」です。この部会は6年ごとに開催され、そこで定められたものが書籍として発刊されてきましたが、メルボルン規約では一部がネット上で公開され、印刷物の発行はなくなっています。また、メルボルン規約の前に発表されたウィーン規約までは藻類と菌類の命名規約は含まず国際植物命名規約（ICBN : International Code of Botanical Nomenclature）と呼ばれていました。

いっぽう、交雑による栽培品種（園芸品種）を多数抱える園芸業界では、上記の命名規約で規定しきれない部分があり、栽培植物については国際園芸学会議に併せて開催される命名法委員会において定められる「国際栽培植物命名規約（International Code of Nomenclature for Cultivated Plants）」というものがあります。現在は2009年10月に発表された第8版が最新のもので、インターネット上に公開され、まもなく第9版が公表されると推測できます。ただ、それら

は英語で書かれていて、日本語版は2004年1月に発表された第7版が最新のものです。

2. メルボルン規約の序文および前文

では国際藻類・菌類・植物命名規約を読み進めます。最初にあるのは序文です。これまでの歴史に加え、変更点の時代背景について触れています。1906年、第一回の国際植物学会議においてウィーン規約という明文化された規則が誕生したのですが、米国はそれに対抗して1907年にアメリカ規約を作成しています。主な対抗点はウィーン規約がラテン語による記載文または判別文を絶対条件にしたのに対して、アメリカ規約は英語による発表も認めています。ふたつの規約がひとつにまとまつたのは第5回の会議（1935年）においてです。最大の対抗点であった記載文または判別文に使う言語はラテン語で統一されたのですが、2012年1月1日以降、英語による記載も認められるようになりました。

次に前文があり、この規約が扱うのは藻類、菌類および植物とあります。その後には従来、植物として扱われてきたすべての生物を対象にするとあり、藍藻類（シアノバクテリア）やツボカビ類、卵菌類、粘菌類、光合成原生生物とその近縁の生物群を対象にするとあります。動物には別の命名法が定められ、シアノバクテリアや光合成細菌などを除く原核生物には国際細菌命名規約があります。現在では、相互に同じ属名、学名を使わなくなっていますが、以前は植物と動物に同じ属名が与えられたこともあり、現実にGoogleにおいて学名で検索をすると植物と一緒に動物が出てくることもあります。

どの範囲の生物までを植物とするのか、その定義は色々です。例えば、維管束植物（シダ植物、裸子植物、被子植物）とコケ植物をあわせた陸上植物のことを植物とする見方から、緑藻類から陸上植物が生まれたことにより陸上植物に緑藻類をあわせたグループ（緑色植物）を植物とする考え方があります。さらには光合成を行う生物、紅藻類や真核細菌の一グループである藍藻類（シアノバクテリア）まで含めて植物とする見

方もあります。ちなみに、これは生物の系統分類の立場を無視した見方で、次のもっとも広くとらえるものも同様です。植物をもっとも広くとらえるのは菌類（カビやキノコの仲間）と地衣類（藻類と菌類の共生体）まで含めて植物とするものです。

3. 命名法の大原則

いよいよ本文です。最初にあるのは『第Ⅰ部 原則』です。これは丁寧に触れておきましょう。

原則 I

動物や細菌の命名法とは独立のものであり、植物として扱われる生物を対象にする。

原則 II

命名法上のタイプ nomenclatural type に基づいて学名が与えられる。

原則 III

最初に発表された学名が優先されて採用される。

原則 IV

各ランクの分類学的群はただ一つの正しい学名（正名）correct name をもつことができる。正名とは、特別な場合を除き、本規則に沿ったもっとも早くに発表された学名である。

原則 V

学名はその由来に関わらずラテン語として扱われる。

原則 VI

命名法の規則は、明確に制限されない限り、以前に遡って効力を発する。

原則 I については前段に書いた通りです。原則 VI は規則そのものが 6 年ごとに開催される国際植物学会議で改訂されますから、それが過去に遡って効力を発行すると確認しています。特に重要なのは原則 II から V までです。

原則 III は学名の優先権が尊重されることをうたっています。そして原則 IV では正しい手続きに基づき、必要な内容を備えて発表された学名は仮に内容に間違いがあったとしても尊重されます。例えば、間違った属を採用されたものもそれは尊重されますし、フジ属の学名 *Wisteria* は Caspar Wistar という人への献名であるので、本来は *Wistaria* とされるべきでしたが、命名者が *Wisteria* として発表し、そのまま普及してしまいました。

また、原則 IV に何気なく書いてある『本規則に沿っ

た』もっとも早くに『発表された』学名が『正名 correct name』であると定義しています。原則 II にあるタイプ nomenclatural type とも関係してきますが、新たな学名を命名しようとするものは、およそその手順は次のようになるでしょうか。

- 1) タイプを指定し、学名をつける
- 2) タイプに基づく記載文または判別文をラテン語または英語で書く
- 3) それを多くの学者が目にする雑誌等において発表する

タイプは多くの場合、標本が指定されますが、それを描写した絵や写真も条件によって認められますし、標本の場合はふつう同時に同一個体から採集、作成されたものであるべきで、公開される標本館（ハーバリウム）などに保管が義務付けられています。記載文とは標本の採集日時や場所、採集者などの基本情報に加え、個体の特徴を明記したものになり、判別文は近縁種との違いを明示したものです。それらの文章は 2011 年まではラテン語しか認められていませんでしたが、現在は英語による記述も認められています。そして、それを学会誌などで公表するのは、学説を発表し他の学者の意見を聞くことを条件とする多くの学会が採用する手法で、レビューして異論が多ければ正名として認められません。

原則 V では、学名はラテン語として扱うことを大原則にするうたっています。英語やフランス語由来の名前であっても、それはラテン語として扱います。そのラテン語は 5 つの格と単数および複数、そして性（男性、女性、中性）の違いによって語尾が変化します。種の学名はご存知のように『属名（名詞形）+ 種形容語』という形をとります。形容語は多くが形容詞ですが、属格の名詞または属名と同格の名詞 1 つまたは数個の単語からなるものもあります。例えば、*Atropa bella-donna* の種形容語は *bella*（美しい）と *donna*（娘）の二つの語からなり、2 語以上の単語からなる場合はハイフン（-）でつなぐか、あるいは *Amaryllis belladonna* の *belladonna* のように続けて表記するルールになっています。また、種形容語は名詞である属名を形容する単語であり、その名詞の格や単複、性によって語尾が変化します。我々、日本人に格変化はなじみが薄く、私もよく理解できませんのでこれ以上触れるのは止めておきます。

＜学名の正名はただひとつ＞

以上、原則が定めるのは特定の分類群はただ一つの学名（それを正名 *correct name* と呼ぶ）が与えられ、複数の学名があるときにどれを正名とするか、その判断基準を示すものです。正名以外の学名は異名 *synonym* と呼ばれますですが、この単語は定義されず、命名規約の中では異タイプ異名 *heterotypic synonym* と同タイプ異名 *homotypic synonym* (*nomenclatural synonym*) の二つが定義されています。前者は異なるタイプに基づく異なる学名で、後者は同じタイプに基づく異なる学名です。前者のケースは多数あり、後者は学者による見方、考え方の違いによって与えられた学名です。

学名は私たち園芸家にとってユーザーでしかありません。その学名が正名か異名か判断する情報もすべてもありません。しかし、ユーザーとして学名を表記するならば、正名を選ぶべきですし、選ばなければなりません。では、どのようにして正名かどうか判断すればよいのでしょうか。花葉会の安藤敏夫前会長は「我々は植物学者じゃないので、特定の書籍を定め、その書籍に従って学名を採用するのがベスト」のようにおっしゃっていました。私もこれまでその提言に基づいて学名を使用してきましたが、現在ではインターネット上に正名かどうか判断しているサイトがいくつかあります。私がよく使うのは次の3つです。日本語による植物名も学名同様に複数あることがあり、どの名前を使うことが良いのか迷うことがあります。その時は3) を使うことにしています。

- 1) <http://www.theplantlist.org/>
- 2) <http://www.ipni.org/>
- 3) <http://ylist.info/>

『第II部』以降は、第I部で明記した原則に基づき、様々なケースでどのように判断するのか、こと細かに規定しています。新しい学名をつけて発表する機会のある人なら、このルールブックは必須です。しかし、園芸家の多くは、私も含めて、しっかり読み込み、理解する人は少数派。そこで第II部以降は園芸家に必要な項目を中心に読み進むことにします。

4. 第I章 分類群とランクについて

すべてのランク(階級)の生物の個体群を命名規約では分類群(複数形 *taxa*、单数形 *taxon*)と呼び、すべての分類群に学名をつける基準を定めています。そして種とよぶランクを基本とし、一定順序の階層関係にあるランクにまとめるとしています。つまり、すべての生物の個体群はある特定の種に認められ、その種を基本に、階層構造をもつ各ランクにまとめられます。そのランクは次の通りで、左に行くほど大きな群となるランクになります。

界 *kingdom*、門 *division*、綱 *class*、目 *order*、科 *family*、属 *genus*、種 *species*

これらは一次ランクと呼ばれます。必要に応じて、全体の秩序を失うことがない限り、一次ランクの間に位置するランクの設置が認められています。それを二次ランクと呼びます。二次ランクとして、科と属のあいだには連 *tribe* があり、属と種のあいだに節 *section* と列 *series* があり、種より下の階級に変種

variety と品種 *form* が用意されています。さらに、一次ランクまたは二次ランクに、接頭語「亜」*sub-*を加えたランクを使うことが認められます。最後に、その省略形が次のように指定されています(科以下の階級のみ示す)。

fam. (科)、*tr.* (連)、*gen.* (属)、*subg.* (亜属)、*sect.* (節)、*ser.* (列)、*sp.* (種)、*subsp.* (亜種)、*var.* (変種)、*f.* (品種)

最後のピリオド(.)は省略を示す記号ですので、表記するときに省いてはいけません。また、種以下のクラスの分類群の学名には種形容語に続けて、クラスを表す略号を示し、そのクラスの形容語を続けるというルールになっています。

5. 第II章 学名の地位、タイプの指定および優先権について

前記のように、学名が正名になるには規約にあるルールに従って作成された記載文や判別文が公表されることが必須事項です。第1節にはその条件がまとめています。それは多くの人が閲覧できる状況の出版物に公表される必要があります。そうして発表されたものを有効発表と呼びます。2012年以降は電子印刷物も一定の条件を満たせば有効発表となります。また、タイプが指定され、2011年以前はラテン語の記載文または判別文があって初めて正式発表になり、正式発表

された有効発表の出版日が他の発表より早ければ正名として認められます。

第2節では、科または科以下のランクの学名を提案するとき、著者は標本などのタイプをひとつだけ指定しなさい、とうたっています。そして、指定されたタイプをホロタイプと呼びます。ホロタイプはその分類群の典型的なものである必要はありません。またホロタイプが指定されていなかったとき、あるいはそれが消失や紛失したときなど、別の標本などをタイプとして指定できる道筋を残しつつ、その手法や規則を定めています。

第3節では優先権について、第4節ではその例外となる優先権の制限について規定しています。これは絶対的なルールで、発表された日付が1日でも早ければ優先権が与えられますし、長らく正名として扱われていた正名が、後にその発表より古い発表が見つかり、変更になることもあります。ただ、長年使われ、普及した学名が何らかの理由で変更されるのはその利用者にとって不便です。第3節の中にはそれに対応するルールとして保存名という概念を規定しています。

命名法の安定のために最も役立つ学名を使い続けられるようにする措置で、保存名は付則Ⅲにリスト化されています。同様に、混乱の元となる学名は廃棄名としてリスト化されています。

種の学名は『属名+種形容語』という構造をもち、さらに種より下のクラスの学名では subsp. や var.、f.などのクラスを示す接続詞+各形容語を併記するという構造になっています。このことから、属が変更になったり、亜種を種として独立させられたりするとそれらの学名(正名)が変わることになります。最近では、DNAの塩基配列を比較することで血縁関係をより明確に表すことが可能になり、属を分割したり統合したり、あるいは一部の種を入れ替えたりすることが多発し、多くの種において学名(正名)が変更されています。学名を使用、利用する我々ユーザーにとって困惑の極みですが、これから学名を覚える人たちのことを思えば、致し方ない部分もありそうです。

6. 第Ⅲ章 各ランクの命名法について

科より上のランクの命名法に始まり、科や連、亜連の命名法、属と属の下位区分の命名法、種の学名、種より下位のランクの分類群の学名についての命名や表記に関する規則が例を交えて示されています。1つだけ例を示すと、

1) *Saxifraga aizoon* subf. *surculosa*
Engl. & Irmsch.

1') *Saxifraga aizoon* var. *aizoon* subvar.
brevifolia f. *multicaulis* subf. *surculosa*
Engl. & Irmsch.

種より下位の分類群の学名はそのクラスを示す接続詞の略号に続いてそのクラスの形容語を書くというルールになっています。そして、その手法は、この例の1)でも1')でも、どちらでも良いことになっています。また、最後の形容語を発表した著者の名前だけ表記すれば良いとされます。

7. その他

以下、第IV章 有効発表、第V章 学名の正式発表、第VI章 引用、第VII章 学名の廃棄、第VIII章 無性的な菌類あるいは多型的生活感を持つ菌類の学名、第IX章 正字法と学名の性、と続きます。命名規約は原則に始まり、章を追うごとに内容が細かくなるという構造をもっています。そこで、詳しくは原文を読むことをお勧めし、ここではいくつか、気になることをピックアップします。

まず、学名の正式発表は1753年以前のものは認められていません。1753年、カール・フォン・リンネがまとめた “Species plantarum ed. 1” が発刊された年です。それ以前にも『属名+種形容語』の形で知られる植物名はあったのですが、それは学名として認めていません。また最初のウィーン規約ができ、続いてアメリカ規約ができた1907年以前に発表されたものについては、解剖図 analysis を含む図解 illustration があれば、記載文や判別文がなくても正式発表として認めています。

また、第VI章 引用では、「出版物、とりわけ分類学および命名法を扱う出版物においては、たとえ初発表文への文献参照がなされていない場合でも、当該の学名の著者を引用することが望ましい。」とあり、実例1にガリカラーズの例を示しています。

Rosa gallica L.、*Rosa gallica* var. *eruystyla* R. Keller、*Rosa gallica* L. var. *gallica*

種の学名はリンネが命名し、R. Keller が変種として var. *eruystyla* という変種名を発表したが、タイプを含む変種群には自動的に var. *gallica* という変種名(自動名)が与えられていることが判ります。この

自動名は種名の著者に帰属することから、L. が種形容語の後につき、変種名の後には何もつきません。

形容語に併記される人名を一般に命名者名 author name と呼び、学名を表記するときは命名者名を表記するのが正式と覚えていましたが、実は間違いで学名に続けて表されるのはその学名の引用先を表しているのが正解のようです。論文などで、実際に初発表文などを参照し、その中から引用すれば、次のように引用先を表すのが正式の表記法です。

Solanum melongena var. *insanum* (L.)
Prain (Bengal Pl.:746, 1903, ‘*insana*’)

この分類群はもともとリンネが命名した学名（基礎異名）があり、それをもとに Prain がこの学名をつけて、1903年の Bengal Pl. の746頁に記載文を発表し、その中ではリンネが用いた ‘*insana*’ という形容語を引用していると読みます。もちろん引用の書き方にもルールが定められています。

命名規約の最後には、第III部 規約改定のための規定が定められています。これで本則は終わるのですが、本規則にはいくつかの付則が定められています。今回、

参考にした国際藻類・菌類・植物命名規約（I C N : International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants）・メルボルン規約(2012)には付則 I のみが本規則の中に収められ、付則 II から VIII までは別冊となる印刷物として、また電子出版の形でも出版される予定と書かれています。メルボルン規約の日本語版にも付則 I が収められています。タイトルは『雑種の学名』です。自然界にも雑種が生育していて、それに学名を与えるときの規則を12条にまとめていますが、雑種起源の分類群は栽培植物の中に多数あり、その命名規約である国際栽培植物命名規約と合わせて読むのが良いと思います。今回は文字数の制限もあり、雑種や栽培品種(園芸品種)の命名法や表記法については続報に譲りたいと思います。

なお、メルボルン規約(日本語版)の最後には用語解説があり、最後部に命名法用語集があります。もし、メルボルン規約を読むなら、先に用語解説と命名法用語集を読み、専門用語をおさえてから読むと理解しやすいと思います。